

~~~~~  
**総 説**  
 ~~~~~

## 児童虐待防止制度の動向と保健領域の役割

才 村 純

### I. 児童虐待問題、子育て不安の深刻化とその背景

表1は、全国の児童相談所における虐待相談処理件数の推移であるが、まさに急増というほかない。近年、虐待問題に対する社会の関心の高まりに伴い、従前なら見過ごされていたものが相談・通告され易くなったことが最大の要因と考えられるが、虐待やその一歩手前で不安定な状態で子育てを行っている親も急増していることが最近の調査研究で明らかになっている。

例えば、原田正文、山野則子らは2003年、乳幼児健診の受診者（兵庫県）を対象に子育ての実態や意識に関するアンケート調査を行い、1980年の調査結果（大阪府）と比較したが、都市化、核家族化が進行する中で、親の孤立が深刻化し、多くの親が孤独感や閉塞感を抱えながら子育てを行っている実態が浮き彫りになっている（図1～図4）。

### II. 虐待とは何か

「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」は、保護者による18歳未満の子どもへの表2のような行為を虐待であると規定している。

虐待とは、「子どもの心身の成長・発達に著しく有害な影響を及ぼす行為」といえる。たとえ親に愛情があっても、また親がしつけのつもりであっても、結果的に親の言動が子どもの心身の成長・発達に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは虐待といわなければならない。つまり、虐待であるかどうかは、親の事情とは一切関係なく、子どもの視点から判断することが重要である。

### III. 虐待の実態

表3、表4は平成15年度に児童相談所が受理した虐待相談の内訳である。虐待の内容別では、身体的虐待が最も多くなっているが、最近の傾向としてネグレクト、心理的虐待の比率が増加しつつある。これらが虐待であると認識されるようになってきた結果ではないかと思われる。主たる虐待者では、実母が過半数を占めているが、これは子育ての負担が母親に集中している現代の子育て事情を象徴している。

そもそもわが国ではどれくらいの虐待が発生しているのだろうか。小林登らは、2001（平成13年、全国の児童相談所、保健所、医療機関、福祉事務所、学校、保育所等を対象に過去半年における虐待もしくは虐待類似行為（親子心中、

表1 児童相談所における虐待相談処理件数の推移

平成 2年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1,101	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	32,979
100	125	146	178	247	373	486	630	1,056	1,610	2,113	2,156	2,413	2,995

（出所：厚生労働省社会福祉行政業務報告）

日本子ども家庭総合研究所

別刷請求先：才村 純 日本子ども家庭総合研究所 〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8

Tel : 03-3473-8373 Fax : 03-3473-8408

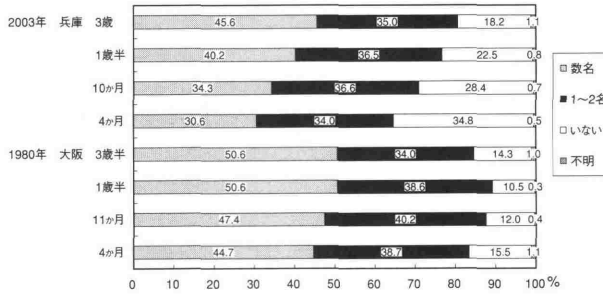


図1 近所にふだん世間話をしたり、赤ちゃんの話をしたりする人がいますか  
 出所：原田正文，山野則子他「児童虐待を未然に防ぐためには，何をすべきか—子育て実態調査「兵庫レポート」が示す虐待予防の方向性」

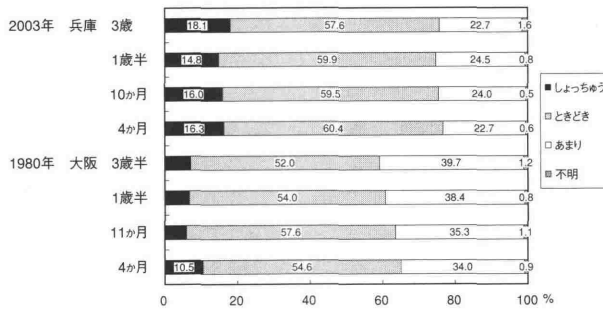


図2 育児のことで，今まで不安なことがありましたか  
 (出所：図1に同じ)

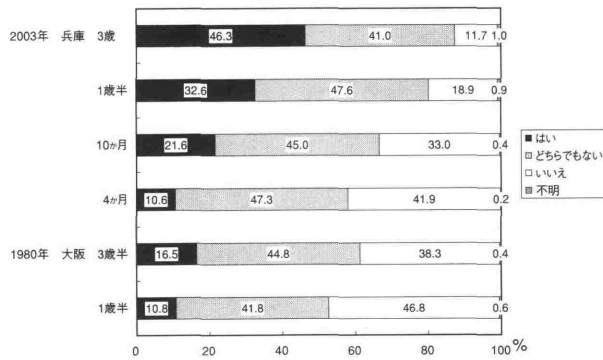


図3 育児でいらいらすることは多いですか  
 (出所：図1に同じ)

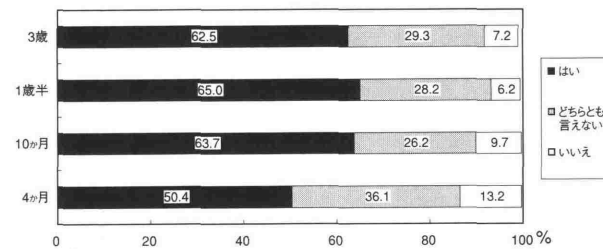


図4 子育てを大変と感じますか  
 (出所：図1に同じ)

表2 虐待の例

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯を浴びせる、浴槽に溺れさせるなど）。
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること（性的行為を強要する、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど）。
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（幼い子どもを家に置いたままたびたび外出するなど安全状態を損ねるほどの放置。十分な食事を与えない、病気やけがをしても全く医療を受けさせない、風呂に入れない、おしめを替えないなど、健康状態を損ねるほどの放置。同居人による性的虐待を無視するなど親としての対応を怠るなど）。
- ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（子どもの存在や自尊感情を否定するような暴言や、きょうだい間の極端な差別、無視。子どもの目の前で夫が妻に暴力をふるうなど）。

(注) ( ) 内は筆者による例示

表3 虐待の内容別相談件数（平成15年度）

全体	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
100%	45.2%	38.2%	3.3%	13.3%

(出所：厚生労働省社会福祉行政業務報告)

表4 主たる虐待者（平成15年度）

全体	父		母		その他
	実父	実父以外	実母	実母以外	
100%	20.8%	6.2%	62.9%	1.8%	8.4%

(出所：厚生労働省社会福祉行政業務報告)

嬰兒殺等)の係属状況について調査を行い、その結果、年間約35,000件の虐待が発生し、これは児童人口千人に対し1.54人に当たると推計した<sup>1)</sup>。ただし、これは関係機関による係属状況(つまり顕在化したもの)をベースにして算出されたものであり、実際にはこれよりも多くの虐待が潜在化しているものと考えられる。

IV. 発見から保護までの制度的仕組み

児童福祉法および児童虐待防止法は、虐待を発見もしくは疑った者について、児童相談所または福祉事務所、市町村への通告義務を課している。通告は国民一般の義務とされているが、児童虐待防止法は、学校の教職員、保育所の保育士や医師、保健師等およびこれらの者が所属する機関について、虐待の早期発見に努め、虐

待を発見した場合は速やかに通告しなければならないとしている。つまり、これらの職種にある者やこれらが所属する機関にはとりわけ強い通告義務の履行が求められているのである。

通告先のうち、子どもを保護するための権限や虐待対応に関する高い専門性を有するのは児童相談所であり、虐待対応において中心的な役割を担っている。通告を受けた児童相談所は、関係機関から情報を集めると同時に、速やかに子どもの安全確認(調査)を行う。親が児童相談所の調査に拒否的な場合は立入調査を行う。すなわち、子どもの居所・住所に立入って子どもの安全確認を行うことができる。その結果、緊急性、危険性が高いと判断された場合は一時保護が行われるが、これは親の意に反してでも可能とされている。虐待の程度が軽く、かつ児

童相談所などの援助を受ける意思が親に認められるなど、在宅指導が可能と判断された場合、児童相談所は関係機関と連携しながら家庭訪問したり親子で児童相談所に通わせるなどの方法により援助を行う。虐待の危険性が高い場合や、親が虐待を認めず援助を拒否するなど在宅指導が困難であると判断された場合には施設入所措置や里親委託などの親子分離が行われる。親子分離に親が反対する場合は、家庭裁判所の承認が必要である。

## V. わが国における児童虐待対策の足跡

わが国における虐待防止対策の歴史は浅く、これが本格化したのは、1990年代後半からである。以下、その足跡を辿る。

### (1) 叱咤激励路線

1997年には児童福祉法が施行後半世紀ぶりに大幅に改正されたが、これを機に虐待防止に向けた法制度整備の必要性が関係者によって指摘されるようになったが、厚生省（当時）は、虐待事例への取組みが不十分なのは法制度そのものの問題というより、児童相談所等における法制度の運用に問題があるとして、子どもの安全、福祉を最優先した毅然たる対応を図ること、そのためには現行制度の適切な運用を図ることを旨とした通知を相次いで発出したのである。これが、後に関係者がいうところの「叱咤激励路線」である。

### (2) 児童虐待防止法の成立

厚生労働省の叱咤激励路線および児童相談所への社会的な期待が高まる中で、立入調査件数や一時保護、28条申立て件数などが急増するなど、児童相談所の取組みが積極的になったことは事実である。しかし、児童相談所が虐待問題に正面から取り組みれば取り組むほど、児童相談所の体制の問題をはじめ、法的対応の困難性、関係機関の連携を後押しする制度基盤の不備等、制度的な限界に突き当たることになった。

このような状況を背景に2000年5月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が成立し、同年11月に施行された。同法は国および地方公共団体の責務として、①関係機関お

よび民間団体の連携強化その他虐待防止に必要な体制の整備、②児童相談所等関係機関職員の人材の確保、資質向上を図るための研修等必要な措置、③通告等に関する広報などを定めているが、虐待対策を児童相談所の問題だけに矮小化せず、広く関係機関の体制や責務にまで言及していることは注目に値する。

本法の制定・施行を境に、厚生労働省の施策も、それまでの児童相談所への叱咤激励路線から、児童相談所や児童福祉施設の体制強化、里親制度の充実、関係機関による虐待防止ネットワークの整備促進、虐待の発生予防策へと広がり厚みを増すことになった。

### (3) 児童虐待防止法の改正

児童虐待防止法は、附則において施行3年後の見直し規定を設けており、これを受けて2004年4月に児童虐待防止法が改正され、同年10月に施行されている。改正では、まず虐待が子どもへの人権侵害であることが明記されたが、このことにより、虐待を受けた子どもは単に同情や憐憫の対象ではなく、人権が侵害された存在として、社会的責任のもとにおいて必要な救済策が講じられる根拠が明確になったといえる。また、改正前の法律は、虐待を受けた子どもの早期発見と保護に重点が置かれていたため、虐待防止のための総合的な法律にはなっていないとの批判があったが、改正法では、虐待を受けた子どもの保護のみならず、虐待の予防、早期発見、自立支援、親子再統合に向けた保護者支援などが国や地方公共団体の責務として位置づけられるなど、より総合的な内容となっている。

さらに、通告対象が従前の「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、虐待を受けたとの確証がなくとも通告しなければならないとされるとともに、虐待の通告先として新たに市町村が追加され、市町村においても児童相談所同様、子どもの安全確認など必要な対応が図られることになった。

### (4) 児童福祉法の改正

児童虐待防止法の改正と合わせて児童福祉法も同年12月に改正され、順次施行されている。改正では、従来の相談援助における都道府県（児

童相談所)一極集中の体制が改められ、市町村が相談の第一線の機関として位置づけられるとともに、児童相談所の業務はより高度な専門性が必要なケースへの対応に重点化され、加えて児童相談所は市町村を支援することとされた。

これらの改正により、①きめ細かな相談援助、子育て支援サービスの実施が可能となる、②気軽に相談できる体制が確保できる、③多忙に喘ぐ児童相談所の業務のスリム化が図られ、専門的な対応が可能となるなどの効果が期待できる。ただし、市町村における相談援助体制をどう確保するか、児童相談所との役割分担や連携をどう図るかなど課題も多い。

さらに、児童虐待防止ネットワークが「要保護児童対策地域協議会」として法定化された。虐待は多くの問題が複雑に絡まり構造化しているため、単一の機関だけで対応するには限界があり、ネットワークに基づく機関連携が不可欠となるが、これが法定化されたことにより一層の普及が期待される。また、協議会を構成する機関等に守秘義務が課せられたが、このことにより各機関はネットワーク会議等において躊躇なく情報開示ができ、各機関間での円滑な情報の共有化に資するとともに、守秘義務がないことを理由にネットワークから排除される傾向にあった民間の虐待防止機関の積極的な参加が期待される。

このほか、親の意に反して施設入所等の措置を採る場合は家庭裁判所の承認が必要とされているが、この場合における施設入所等の期間について2年以内という期限が新たに設定され、児童相談所の申立てにより家庭裁判所が措置期間の更新を審査する仕組みが新設されるなど、司法の関与が強化された。また、児童養護施設等の施設について入所児童へのケアのみならずアフターケアが施設本来の業務として位置づけられるとともに、乳児院や児童養護施設の年齢要件が見直された。

## VI. 児童虐待対策の課題

このようにわが国の児童虐待対策は確実にその充実強化が図られつつある。しかし、いまだ多くの課題が残されていることも事実である。

### (1) 虐待の発生予防

冒頭に述べたように、都市化、核家族化の進行などに伴い、親の孤立が深刻化する中、子育てで不安を抱える親が急増している。むしろこれらの親がすべて将来わが子を虐待してしまうわけではないが、必要な援助がなされないままに種々の困難な要因が絡まると、虐待にまでエスカレートしてしまう危険性が高いことも事実である。また、子育て不安の段階での問題解決は比較的容易な場合が多いが、虐待にまで問題がこじれてしまうと解決は困難を極めることになる。したがって、子育て不安の段階で発見し、虐待の芽を摘み取ってしまうことが極めて重要である。

しかし、わが国の虐待対策は虐待が発生した後の発見、対応に重点が置かれてきたことは先に述べたとおりである。確かに少子化対策の一環としての子育て支援策の充実が図られつつあり、結果として虐待の発生予防に寄与してきたことは事実であるが、現行の子育て支援サービスは、基本的に本人の相談や申請を待つて提供されるといういわゆる「申請主義」を基本としているため、虐待の発生予防の観点からは限界があるといわざるを得ない。子育て不安を抱える保護者は、自信のなさゆえ自らを責め、また自分の子育てを他人から責められるのではないかとの不安から、種々の子育て支援サービスが用意されていても、自ら積極的にこれを利用できない者も少なくないからである。したがって、今後は本人からの申請やアクションがなくても、必要と認められる場合にはプライバシーに配慮しつつ積極的に家庭に介入し、自信や意欲を喪失している親をエンパワーメント(親自身が主体的に問題解決を行えるよう力をつけていくこと)するなど、自ら各種社会資源を積極的に活用できるように援助する「お節介型」の訪問援助サービスが求められる。

### (2) 家族再統合に向けた援助

必要な場合における親子分離は積極的に行われるようになったが、親子分離は援助の1プロセスに過ぎないわけであり、援助の目標は家族再統合にある。そのためには、虐待を繰り返す保護者への援助が不可欠となるが、現実には極

めて低調といわなければならない。これには、①児童相談所が多忙を極めており、家族再統合に向けた援助にまで手が回らない、②援助技法が確立されていない、③保護者のケア受講を担保する制度的仕組みがない、など種々の要因が考えられる。

現行制度は、立入調査や職権による一時保護などの強権的な機能と、保護者への援助機能という相矛盾する機能を一手に児童相談所に担わせているため、一旦、児童相談所が強権発動を行うと、親との信頼関係が崩壊し、児童相談所が援助の提案をしても、親の拒否感情が強いため援助関係の形成が困難となりやすい。児童虐待防止法では、親が児童相談所の指導に従わない場合、知事は指導を受けるよう勧告できるとされているが、強制力がなくその実効性が疑問視されている。多くの先進国では、裁判所が親権を一時的に停止させると同時にカウンセリングなどの受講を命令し、親の改善努力が評価されれば、親権の一時停止を解除するという仕組みが用意されている。すなわち、親権の一時停止を担保としてカウンセリングなどの援助を受けることを事実上強制する仕組みが導入されているのである。わが国でも同様の仕組みを導入すべきとの意見が関係者から強く出されている。

なお、いかなる援助をもってしても保護者の態度変容が望めず、その結果、子どもの家庭復帰が困難なケースも現実には存在するわけであるが、このようなケースについては里親委託や養子縁組など他のパーマネンシーケア（後述）の保障を積極的に検討する必要がある。

### (3) 児童相談所の体制強化

児童相談所は、多忙を極めている。2005年に児童福祉法施行令が改正され、児童福祉司の配置規準が「人口10万人～13万人に1人」が「人口5万人～8万人に1人」に改められた。しかし、児童福祉司1人当たりの担当ケース数は欧米各国のそれと比べて格段に多いと言わなければならない<sup>2)</sup>。また、法改正により、児童相談所には親子再統合に向けた取り組み、市町村への支援等の業務が特に強く求められている。虐待通告への初期介入に追われている現状では、これらの業務をこなすのは困難というほかない。

また、事務職を児童福祉司に任用する自治体が多いが、児童相談所の援助業務には極めて高度な専門性が必要となる。援助の動機づけの乏しい保護者に介入し、適切なリスクアセスメントを行い、緊急保護の要否を的確かつ迅速に判断しなければならない。さらに、行政権限の発動に伴い崩壊した援助関係を再構築し、家族再統合に向けた援助を行わなくてはならない。このような業務をこなすには高度な熟練が必要であり、その力量はそう短時間ででき上がるものではない。しかし、事務職の場合、人事異動のサイクルが短く、個人においても組織においても専門性が蓄積されないという大きな問題を秘めている。児童福祉司の専門職任用を急ぐ必要がある。

### (4) パーマネンシーケアと生活単位の小規模化

家庭内での養育が困難な子どもの9割が児童福祉施設に入所しているが、暖かな家庭的雰囲気の中で育つことは子どもの健全な成長・発達にとって不可欠であり、また権利でもある。したがって、社会的養護を必要とする子どもたちに対するパーマネンシーケア（特定の大人との濃密で安定的・永続的な関わり）の保障が重要な課題となる。最も理想的なパーマネンシーケアの場は里親であろうが、わが国では里親委託は極めて低調である。厚生労働省は2002年に専門里親や親族里親、短期里親の各里親を制度化するとともに、里親への各種支援事業を創設するなど、里親制度の拡充に努めているが、施設養護に頼らざるを得ないのが実情である。しかし、例えば児童養護施設の場合、その多くが大舎制で職員の勤務体制も3交代制のところが多く<sup>3)</sup>、パーマネンシーケアの理念からはほど遠い実態がある。

2003年の社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書では、より家庭的な生活環境を可能とするケア形態の小規模化を図るべきであるとの基本的方向が打ち出され、厚生労働省は2004年度当初予算において地域小規模児童養護施設（グループホーム）を40ヶ所から100ヶ所に増やすとともに、全児童養護施設について最低1ヶ所は小規模グループケアができる施設整備を図ることとした。た

だし、グループホームでは、本体施設の職員との負担のバランスを考慮して約3年のサイクルで職員が交替しているとの報告があるが<sup>4)</sup>、これは、特定の大人との安定した永続的関わりの保障という観点からは問題と言わざるを得ない。本体施設によるグループホームへのバックアップ体制の抜本的強化を図るなど、職員の負担軽減を図り、職員がグループホームで恒常的に勤務できる体制を保障していく必要がある。

## Ⅶ. 虐待防止における保健領域の役割

保健領域、特に母子保健には、①子どもと接する機会が多く、子育て不安や虐待を早期に発見し易い、②他の機関に比して訪問型サービスに力点が置かれている、③介入に際して被援助者の心理的抵抗感が少ないなどの利点があり、虐待の予防、早期発見・早期対応、再発防止、いずれの段階においても極めて重要な役割を担っている。このため、厚生労働省は2002年6月に通知を発出し、虐待防止における保健領域の積極的な取組みを促している<sup>5)</sup>。以下、母子保健の主な役割について述べる。

### (1) ハイリスクケースの発見と予防的支援

母子保健領域の最大の利点は、種々の母子保健活動を通じてハイリスクケースを早期に発見できることであろう。母親（両親）教室や出生届時における把握のほか、特に次のような取組みが求められる。

#### ① 母子健康手帳交付時における発見と援助

既に母子健康手帳交付時においても十代の未婚の妊娠や精神的に不安定な妊産婦など、ハイリスクケースの把握は可能である。しかし、役場の事務職員が事務的に手帳を交付していたりするなど、発見の機会を失していることが多い。プライバシーが守られる環境の中で保健師が丁寧に面接するとともに、必要に応じて訪問指導を行うなどのフォローアップが望まれる。

#### ② 新生児訪問、未熟児訪問

マタニティ・ブルーや産後うつ病の発見にとって、新生児訪問や未熟児訪問は格好の機会である。このためには、分娩を担当した病院との連携ネットワークが不可欠となる。これは、乳幼児健診にも共通して言えるが、従来の保健

サービスは子どもの健康状態や発達のチェックに重点が置かれてきたが、これからは母親自身のメンタルチェックと親子関係のアセスメントが極めて重要な業務となる。EPDS（エジンバラ式産後うつ病自己評価票）などのツールが開発されているので、これらの活用により援助が必要なケースの早期発見と援助が求められる。

#### ③ 乳幼児健診の未受診者へのフォローアップ

前述したように、子育て不安を抱える親は、健診受診や相談に消極的になりがちである。したがって、乳幼児健診の未受診者には多くのハイリスクケースが潜在化していると心得るべきであり、フォローアップとして家庭訪問を積極的に行う必要がある。

### (2) 虐待の発見と通告

日常的に子どもや家庭に関わることの多い保健師は、虐待を早期発見に発見し易い立場にある。特に、ネグレクトは家庭を訪問してみても初めて気づく場合が少なくない。この意味において訪問活動を主体とする保健師の役割は特に重要である。

#### ① 虐待に気づくための兆候

厚生労働省の監修にかかる「子ども虐待防止の手引き」には、家庭・地域、集団生活、乳幼児健康診査、診療など、それぞれの場で虐待に気づくための兆候について述べられているが、表5は、乳幼児健診での気づきの兆候である<sup>6)</sup>。

#### ② 通告とは何か

表5に挙げた兆候に気づけば虐待を疑い、一人で抱え込まず、周囲や専門機関に相談、通告することが肝要である。通告といえ、身構えてしまい、躊躇しがちであるが、通告も相談も同じことである。通告には特別な様式はなく、電話でも可能である。「気になる子どもがいるが、どう対応すればよいのか」と相談することが、まさに通告義務を果たしていることになるのである。

先に述べたとおり、通告は確証がなくても可能である。また、児童相談所等には通告者に関する秘密を守る義務がある。いずれにしろ、通告は「密告」や「告発」ではなく、子どもはむろんのこと、子育てにもがき苦しむ親をも救う重要なきっかけであることを肝に銘じたい。

表5 乳幼児健診での虐待への気づきの兆候

<p>ア. 問診や子どもの診察から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体重増加不良</li> <li>・脱水症状や栄養障害</li> <li>・刺激のなさを疑わせる発達の遅れ</li> <li>・不潔な状態</li> <li>・不自然な傷や火傷の跡</li> <li>・頭蓋内出血, 頻回な骨折, 熱傷の既往, など</li> </ul> <p>イ. 子どもの行動観察から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉や行動が乱暴である</li> <li>・落ち着きがない</li> <li>・かんしゃくが激しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表情が乏しく暗い</li> <li>・ちょっとした指示や注意で異常に固くなってしまふ</li> <li>・衣服を脱ぐことや診察を非常に恐がる, など</li> </ul> <p>ウ. 親に対する観察から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの扱いが乱暴であったり, 冷たい</li> <li>・子どもの発達状況を覚えていない</li> <li>・子どもの状態に関して不自然な説明をする</li> <li>・母子健康手帳にほとんど記入がない</li> <li>・予防接種を受けさせていない</li> </ul>
--	---

出所：厚生労働省監修「子ども虐待防止の手引き」日本子ども家庭総合研究所

### (3) 再発防止に向けた援助

#### ① 母子保健による援助の拡がり

虐待を受けている子ども, 虐待を行っている親を援助することも母子保健の重要な役割である。この場合, 後述するように, 他の関係機関と緊密な連携を図ることが極めて重要となる。

母子保健による具体的な援助活動としては, 個別援助のほかMCG, ペアレント・トレーニングなどがあるが, わが国ではいずれも未だ緒についたばかりで, 知見の集積が求められる。MCGはMother & Child Groupの略で, ハイリスクケースや現に虐待を行っている母親と子どもが一堂に会し, 自己の立場や感情などを吐露し合うことによるカタルシスと自己への客観視などを通じて治療効果が期待できる自助グループであり, 保健所を中心として取組みが広がりつつある。ペアレント・トレーニングは, 子どもの褒め方や叱り方など, 親としての子どもへの関わり方の具体的な技術(スキル)を教える治療的な教育であり, 児童相談所や児童養護施設などにおいて取り組まれつつあるが, 今後母子保健領域による積極的な取組みが望まれる。

#### ② 保護者への援助のポイント

虐待にはさまざまな態様や程度があり, また虐待をする親についても, 自己の行動およびその問題性を全く認めない者や, 行為は認めるが問題性を認めない者, 自己の養育行動の問題性を認め悩んでいる者など様々である。虐待の程度が重篤で危険性や緊急性が高いものは強制介入が必要な場合も少なくないことから, 児童相談所が中心となって関与すべきである。保健領域が直接対応するのは, 子育て不安を抱える親

や軽度虐待で親自身も何らかの改善意欲をもつケースになろう。本稿では, これらの親に保健領域が関わっていくうえでのポイントについて述べる。

#### ア. 責めない, プレッシャーを与えない

子育て不安を抱える親や虐待する親の中には, 完全癖が強く, 自分にもわが子にも過ぎた要求を課し, これが満たされずに焦燥感や絶望感, 自己嫌悪に陥っている者が少なくない。すなわち, 自己に対し必要以上にプレッシャーをかけ, 自己を責めているのである。したがって, これらの親を責めてさらにプレッシャーをかけるようなことがあってはならない。何気ない一言, 例えば「親だからしっかりしなくっちゃ」という言葉が, 親の心を著しく傷つける場合もある。

#### イ. 受容, 傾聴, 共感

援助に際しては, まずラポール(信頼関係)の構築に意を配ることが重要である。「この援助者は自分の気持ちを理解してくれている」「この人には安心して何でも話せる」という信頼感を得ることが肝要である。そのためにはクライアント(来談者)の立場や心情をありのままに受容するとともに, その言葉に耳を傾け, 共感を示すよう努めることが重要である。

#### ウ. 自らの気づきと自己決定に向けた援助

悩みを抱えたクライアントは, 問題の渦に巻き込まれる中で自己の置かれた状況を客観的に認識することができず, その結果, 理に合った行動ができない状況にあるとあってよい。援助者がそのようなクライアントを批判することなく, あるがままに受容し, 語る言葉にひたすら



耳を傾け、共感を示すことにより、クライアントは安心して自己の境遇、心情を吐露できる。語るとは、自己を客観視することである。クライアントは自ら語るにより、その置かれた状況や過去を客観視するようになる。その中で、今まで見えなかったものが見え、何をなすべきかについて新たな気づきに至るのである。どんなに的を射た指摘や助言であっても、クライアント自身にこれを受け入れる心的準備状態が形成されていなければ、クライアントの心には響かないばかりか、クライアントは強い反発を感じるであろう。人は一時的混乱に陥っていても、やがて自ら気づき自らの行動を決定できる能力を持っているという信頼感を援助者が持ち続けることが重要である。援助とはクライアント自身の気づきを援助することといえる。

#### エ. ひとり、一機関で抱え込まない

子育て不安や虐待に関わっていると、クライアント自身の悩みや問題に巻き込まれ、援助者自身が自分を見失ってしまうことも稀ではない。これを防ぐには、自分で抱え込まず、常に周囲のサポートを求めることが極めて重要である。特に虐待防止ネットワークの一環として開催される実務者同士の会議での議論は、共に同じケースを担当する者同士の連帯感が形成され易く、担当者同士の支え合いに大いに寄与するものである。

#### 引用文献

- 1) 小林 登, 他「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」平成13年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)(主任研究者:小林 登), 平成13年度厚生科学研究報告書, 2002.
- 2) 才村 純, 他「児童相談所の海外の動向も含めた実施体制のあり方の検討」平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業), 「児童虐待防止に効果的な地域セーフティネットワークのあり方に関する研究」(主任研究者:高橋重宏), 平成15年度厚生労働科学研究報告書, 2004.
- 3) 才村 純, 他「児童福祉施設等における被虐待児童の実態等に関する調査研究」平成14年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)(主任研究者:才村 純), 平成14年度厚生労働科学研究報告書, 2003.
- 4) 武藤素明「東京都養護児童グループホーム制度の現状と課題」, 第5回日本子ども家庭福祉学会報告要旨集, 2004.
- 5) 「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」(平成14年6月19日付厚生労働省健康局長, 雇用均等・児童家庭局長連名通知).
- 6) 厚生省児童家庭局企画課監修「子ども虐待防止の手引き」子ども虐待防止の手引き編集委員会編, 日本子ども家庭総合研究所, 1997.

#### 参考文献

- 1) 文) 才村 純・絵) 葉祥明「ほくをたすけて～子どもを虐待から守るために」, 中央法規, 2004.
- 2) 才村 純「子ども虐待ソーシャルワーク論～制度と実践への考察」, 有斐閣, 2005.
- 3) 「子ども虐待対応の手引:平成17年3月25日改訂版」, 日本子ども家庭総合研究所編, 有斐閣, 2005.